

免許番号	内共第十三号	
漁業権者	岐阜市東島1丁目5番1号 長良川漁業協同組合 大垣市禾森1丁目8番地1 西濃水産漁業協同組合	
漁業の名称	あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業、おいかわ漁業、もくずがに漁業	
関係地区	岐阜市、大垣市（平成十八年三月二十六日における安八郡墨俣町の区域に限る。）、羽島市、各務原市、羽島郡岐南町並びに安八郡輪之内町及び安八町	
行使制限統数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地獄網 4 統 ・ 中猟網 4 統 ・ 夜川網 5 統 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地びき網 1 統

漁場の位置及び区域

漁業の位置及び区域

基線第十号から基線第十一号までの長良川並びに基線第十二号から下流の犀川、境川、新荒田川、岩戸川、岩地川及び大江川並びにそれらの支派川

- 基線第十号 安八郡輪之内町東大藪と羽島市堀津町入ノ戸とに架かる大藪大橋の下流端の線
- 基線第十一号 岐阜市茶屋新田と大垣市墨俣町墨俣とに架かる長良大橋の下流端の線
- 基線第十二号 大垣市墨俣町墨俣地内犀川樋門の下流端の線

